

このたび、当社が定める金融商品の販売等に係る勧誘方針を一部改正するとともに、非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定の設定に関する改正に対応するため、約款・規程集を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

1. 次の約款・規程について一部改正いたします。
「金融商品の販売等に係る勧誘方針」、「第15章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」
2. 本改正については、令和3年4月1日から施行します。

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
金融商品の販売等に係る勧誘方針	金融商品の販売等に係る勧誘方針
<p>当社は、金融商品販売法第9条に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり策定し、金融商品の適正な勧誘に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p>(1)～(3) (現行どおり) 以上</p>	<p>当社は、金融商品販売法第9条に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり策定し、金融商品の適正な勧誘に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、ネット取引利用のお客様の金融商品の販売等に係る勧誘とは、ホームページ等に金融商品の案内等を掲載することを指し、対面営業で行われている個別銘柄の売買の勧誘を行うものではありません。</u></p> <p>(1)～(3) (省略) 以上</p>
第15章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	第15章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
<p>第3条の2（累積投資勘定の設定）</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から <u>2042年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第3条の2（累積投資勘定の設定）</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から <u>2037年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (省略)</p>

以上